

津市監査委員告示第 8 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項の規定に基づく監査を実施したので、同条第 9 項の規定による監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 4 年 8 月 26 日

津市監査委員	小	津	直	久
津市監査委員	安	藤	友	昭
津市監査委員	安	井	広	伸
津市監査委員	堀	口	順	也

別紙のとおり

第1 監査の基準

監査委員は、津市監査基準（令和2年津市監査委員告示第3号）に準拠して監査を行った。

第2 監査の種類

地方自治法（以下「法」という。）第199条第2項に規定する事務の執行

第3 監査のテーマ

公の施設に係る使用料の減免について

第4 監査の目的

法第244条第3項において、普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならないと定められている。

また、使用料は、住民が公の施設を利用する対価として、受益者負担の原則に基づき徴収するものであり、これを減額又は免除することは、本市が有する権利（債権）を放棄する特例的な取扱いであることを認識して事務が執行されなければならない。

本市においては、令和3年12月に津市公正公平な市政の確保に関する条例が制定されたことから、不特定多数の住民が利用する公の施設において、公正公平に使用料減免事務が執行されているかを検証することを目的として監査を実施した。

第5 監査の対象

1 対象施設及び対象部局

法第244条の2第1項の規定に基づき条例設置されている公の施設（他の法令に設置根拠を持つ施設、使用料が無料の施設、指定管理者により管理されている施設及び公営企業会計・特別会計に属する施設を除く。）を所管している部局に監査調書の提出を依頼し、令和3年度における使用料の徴収状況（利用件数、歳入金額）、減免状況（件数、金額）等について全体像を把握した。

その結果、設置条例数として57条例となり、その中から、使用料の

減免に関する基準（以下「減免基準」という。）の整備状況、使用料の減免件数、減免金額等を総合的に勘案して、次の施設を監査の対象とした。

(1) 対面監査（監査委員質疑実施）

施設名称	条例名称	対象部局
津リージョンプラザ	津リージョンプラザの設置及び管理に関する条例	スポーツ文化振興部文化振興課
津市芸濃コミュニティセンター	津市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例	芸濃総合支所地域振興課
津市芸濃保健福祉センター	津市芸濃保健福祉センターの設置及び管理に関する条例	芸濃総合支所地域振興課
津市錫杖湖水荘	津市錫杖湖水荘の設置及び管理に関する条例	芸濃総合支所地域振興課
津市落合の郷	津市落合の郷の設置及び管理に関する条例	芸濃総合支所地域振興課
津市錫杖湖畔キャンプ場	津市錫杖湖畔キャンプ場の設置及び管理に関する条例	芸濃総合支所地域振興課
津市芸濃総合文化センター	津市芸濃総合文化センターの設置及び管理に関する条例	芸濃総合支所地域振興課

(2) 書面監査

施設名称	条例名称	対象部局
津市アストプラザ	津市アストプラザの設置及び管理等に関する条例	市民部 アストプラザ
津市ポルタひさいふれあいセンター	津市ポルタひさいふれあいセンターの設置及び管理に関する条例	久居総合支所地域振興課
津市立成コミュニティセンター	津市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例	久居総合支所生活課
津市安濃コミュニティセンター	津市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例	安濃総合支所地域振興課
津市波瀬ふれあい会館	津市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例	一志総合支所地域振興課
津市コミュニティ	津市コミュニティセンターの	一志総合支所

ティプラザ川合	設置及び管理に関する条例	地域振興課
津市サンヒルズ 安濃	津市サンヒルズ安濃の設置及 び管理に関する条例	安濃総合支所 地域振興課
津市サンデルタ 香良洲	津市サンデルタ香良洲の設置 及び管理に関する条例	香良洲総合支所 地域振興課
津市美杉総合 文化センター	津市美杉総合文化センターの 設置及び管理に関する条例	美杉総合支所 地域振興課
津市センター パレスホール	津市センターパレスホールの 設置及び管理に関する条例	商工観光部 商業振興労政課
津市まん中広場	津市まん中広場の設置及び管 理に関する条例	商工観光部 商業振興労政課
津市榊原農民 研修所	津市榊原農民研修所の設置及 び管理に関する条例	久居総合支所 地域振興課
津市久居農村 婦人の家	津市久居農村婦人の家の設置 及び管理に関する条例	久居総合支所 地域振興課
津市美里農業 研修センター	津市美里農業研修センターの 設置及び管理に関する条例	美里総合支所 地域振興課
津市一志農村環 境改善センター	津市一志農村環境改善センタ ーの設置及び管理に関する条 例	一志総合支所 地域振興課
津市白山農民研 修所	津市白山農民研修所の設置及 び管理に関する条例	白山総合支所 地域振興課
津市美里文化セ ンター	津市美里文化センターの設置 及び管理に関する条例	美里総合支所 地域振興課
津市白山総合文 化センター	津市白山総合文化センターの 設置及び管理に関する条例	白山総合支所 地域振興課

2 対象年度
令和3年度

第6 監査の期間

令和4年4月15日から同年7月25日まで

第7 監査の方法

監査に当たっては、主に次の諸点に着眼し、監査対象部局等から提出を受けた関係諸帳簿等を調査するとともに、関係職員に説明を求めた。

- 1 減免に係る事務手続は、条例、規則等に基づき適正に行われているか。
- 2 減免基準は整備されているか。その内容は適正なものとなっているか。
- 3 減免による使用料の額の算定は、条例、規則等の規定に基づき適正になされているか。

第8 監査の区分

監査の結果については、次の区分を用いて講評するものとした。

1 勧告

法令、要綱等に反するとともに、故意又は重大な過失により著しく適正を欠く事項で、特に措置を講ずる必要があると認められるもの

2 指摘

(1) 法令、要綱等に明らかに反していると認められるもの

(2) 法令、要綱等に反してはいないものの、経済性、効率性及び有効性の観点に著しく反していると認められるもの

3 意見

経済性、効率性及び有効性の観点から改善が必要と認められるもの

なお、監査の結果における減免件数、減免金額等は、監査対象部局等から提出された監査調書に基づくものであり、本監査において数値の正確性を保証するものではなく、参考数値として記載している。

また、設置条例とあるのは、当該施設の設置及び管理に関する条例のことを、施行規則とあるのは、当該施設の設置及び管理に関する条例施行規則のことをいう。

第9 監査の結果

1 津リージョンプラザ（スポーツ文化振興部文化振興課）

(1) 条例名

津リージョンプラザの設置及び管理に関する条例

(2) 設置目的

住民の教育、文化等の向上並びに健康及び福祉の増進を図るため

(3) 減免基準の有無

有り

(4) 使用料の徴収状況

ア 総件数（減免分を含む。）

1, 488件

イ 令和3年度歳入額

11, 344, 458円

(5) 減免の状況

(単位：件、円)

区分	減額	免除	合計
件数	0	1, 067	1, 067
金額	0	6, 824, 130	6, 824, 130

(6) 講評

監査した限りにおいて、指摘等に当たるような事項はなく、当該施設に係る使用料の減免事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、本市の組織及び運営の合理化に努めていると認められた。

2 津市芸濃コミュニティセンター（芸濃総合支所地域振興課）

(1) 条例名

津市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例

(2) 設置目的

地域の自主的な活動を育成し、他地域との交流を図るとともに、地域のコミュニケーションの核となる施設として、様々な集会、会議等に利用することにより、文化の向上及び生涯学習の振興を図り、もって地域社会の発展に寄与するため

(3) 減免基準の有無

有り

(4) 使用料の徴収状況

ア 総件数（減免分を含む。）

367件

イ 令和3年度歳入額

107, 550円

(5) 減免の状況 (単位：件、円)

区分	減額	免除	合計
件数	0	3 2 3	3 2 3
金額	0	9 0 6 , 1 9 0	9 0 6 , 1 9 0

(6) 講評

設置目的に即した減免基準の整備について（意見）

当該施設と津市芸濃保健福祉センターについては、「芸濃総合支所管内の公共施設使用料の減免措置の統一的対応」を基準として減免の可否を決定している。

当該基準は芸濃地域全体の施設を対象としていることから、産業経済団体や福祉法人等も含めて公共的な活動をしている団体であれば広く減免できるようになっている。

減免基準については、利用者間の公平性や、各施設の設置目的等を考慮して策定することが望ましく、設置目的が同一の施設において減免基準が異なっていることや、設置目的が異なる施設で同一の減免基準を用いていることは適切とは言えない。

他地域の類似施設との整合性について検証するなどし、それぞれの施設の設置目的に即した減免基準の整備について検討されたい。

3 津市芸濃保健福祉センター（芸濃総合支所地域振興課）

(1) 条例名

津市芸濃保健福祉センターの設置及び管理に関する条例

(2) 設置目的

総合的な保健福祉施策を推進し、保健福祉の増進を図るため

(3) 減免基準の有無

有り

(4) 使用料の徴収状況

ア 総件数（減免分を含む。）

5 4 1 件

イ 令和3年度歳入額

4 0 , 5 6 0 円

(5) 減免の状況 (単位：件、円)

区分	減額	免除	合計
件数	0	5 0 3	5 0 3
金額	0	9 5 6 , 5 3 0	9 5 6 , 5 3 0

(6) 講評

設置目的に即した減免基準の整備について（意見）

当該施設と津市芸濃コミュニティセンターについては、「芸濃総合支所管内の公共施設使用料の減免措置の統一的対応」を基準として減免の可否を決定している。

当該基準は芸濃地域全体の施設を対象としていることから、産業経済団体や福祉法人等も含めて公共的な活動をしている団体であれば広く減免できるようになっている。

減免基準については、利用者間の公平性や、各施設の設置目的等を考慮して策定することが望ましく、設置目的が同一の施設において減免基準が異なっていることや、設置目的が異なる施設で同一の減免基準を用いていることは適切とは言えない。

他地域の類似施設との整合性について検証するなどし、それぞれの施設の設置目的に即した減免基準の整備について検討されたい。

4 津市錫杖湖水荘（芸濃総合支所地域振興課）

(1) 条例名

津市錫杖湖水荘の設置及び管理に関する条例

(2) 設置目的

本市の良好な環境を活用し、地域と都市との交流及び定住の促進、地域の活性化並びに住民の健康の増進及び福祉の向上に資するため

(3) 減免基準の有無

有り

(4) 使用料の徴収状況

ア 総件数（減免分を含む。）

3 0 件（多目的ホール等）、2 1 6 人（客室等）

イ 令和3年度歳入額

5 7 7 , 0 6 0 円（8 3 , 0 0 5 円（多目的ホール等）、4 9 4 , 0 5 5 円（客室等））

(5) 減免の状況

ア 多目的ホール等

(単位：件、円)

区分	減額	免除	合計
件数	1	3	4
金額	13,065	8,880	21,945

イ 客室等

(単位：人、円)

区分	減額	免除	合計
件数	126	0	126
金額	277,885	0	277,885

(6) 講評

ア 不適正な減免手続について（指摘）

当該施設では、利用促進の取組の一環として、令和3年2月1日付けの総合支所長決裁により、1泊以上で10名以上の団体に対し、使用料の2分の1を減額することとしている。

しかしながら、当該利用促進策を周知するチラシには、決裁と異なり設備器具の使用料が無料と記載されており、これに基づき1団体に対して、減免申請の手続なしに使用料を全額免除していた。

これらのことは、減免の決定が権利（債権）の放棄という重要な意思決定であることを職員が十分に認識することなく、安易に事務処理を行っていたと言わざるを得ない。

今後は、関係法令を遵守した適正な減免手続が行われるよう徹底されたい。

イ 不適正な公金の取扱いについて（指摘）

当該施設では減免基準により、1泊以上で10名以上の団体については、使用料の2分の1が減額されることになっている。

しかしながら、基準を満たす団体から減免申請があったにもかかわらず、使用料の一部を減額することなく正規の料金を徴収していたものがあったことから、本監査中に戻出処理を行うに至った。

当該団体のものを含め、減免を決定した全ての決裁に、減免金額の記入がなかったことから、チェック体制が機能していなかったことは明らかである。

今後は、このような不適正な公金の取扱いをすることがないように、組織としてのチェック体制を強化し、設置条例及び施行規則に基づ

く使用料徴収事務を徹底されたい。

5 津市落合の郷（芸濃総合支所地域振興課）

(1) 条例名

津市落合の郷の設置及び管理に関する条例

(2) 設置目的

豊かな自然に恵まれた農山村地域において、多様化する都市住民のニーズに応え、都市住民と農山村地域との交流を深め、農山村地域の活性化を促進するため

(3) 減免基準の有無

無し

(4) 使用料の徴収状況

ア 総件数（減免分を含む。）

5 件（教室（ホール））、927 人（バーベキュー施設）

イ 令和3年度歳入額

298,330 円（10,960 円（教室（ホール））、287,370 円（バーベキュー施設））

(5) 減免の状況

ア 教室（ホール）

（単位：件、円）

区分	減額	免除	合計
件数	0	3	3
金額	0	42,240	42,240

イ バーベキュー施設

（単位：人、円）

区分	減額	免除	合計
件数	0	0	0
金額	0	0	0

(6) 講評

正規の申請書の徴収について（意見）

使用料を免除した3件の申請については、任意の借用依頼の文書が提出されているのみであり、施行規則で定める使用許可申請書及び使用料減免申請書が提出されていなかった。

免除となっているのは、全て市関係部局の使用によるものではあるが、正規の申請書により受付をし、使用許可及び免除決定することを徹底されたい。

6 津市錫杖湖畔キャンプ場（芸濃総合支所地域振興課）

(1) 条例名

津市錫杖湖畔キャンプ場の設置及び管理に関する条例

(2) 設置目的

自然とふれあう場、レクリエーション活動を行う場等を提供するとともに、観光旅行者の利便性を向上させることにより、本市の観光の振興を図るため

(3) 減免基準の有無

無し

(4) 使用料の徴収状況

ア 総件数

405件（多目的ホール等）、1,556人（入場料等）

イ 令和3年度歳入額

1,596,800円（1,354,180円（多目的ホール等）、242,620円（入場料等））

(5) 減免の状況

ア 多目的ホール等

（単位：件、円）

区分	減額	免除	合計
件数	0	0	0
金額	0	0	0

イ 入場料等

（単位：件、円）

区分	減額	免除	合計
件数	0	0	0
金額	0	0	0

(6) 講評

監査した限りにおいて、当該施設に係る使用料の減免事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、本市の組織及び運営の合理化に努めていると認められた。

7 津市芸濃総合文化センター（芸濃総合支所地域振興課）

(1) 条例名

津市芸濃総合文化センターの設置及び管理に関する条例

(2) 設置目的

住民の生涯教育の振興を図るとともに、文化的な事業の用に供する

ことにより、住民の生活の向上に寄与するため

(3) 減免基準の有無

有り

(4) 使用料の徴収状況

ア 総件数（減免分を含む。）

2 1 1 件

イ 令和 3 年度歳入額

9 0 4, 6 9 0 円

(5) 減免の状況 (単位：件、円)

区分	減額	免除	合計
件数	0	1 6 1	1 6 1
金額	0	2, 2 1 8, 1 1 7	2, 2 1 8, 1 1 7

(6) 講評

利用者間の公平性の確保について（指摘）

津市芸濃総合文化センター内市民ホール及び大研修室に関する規則第 4 条第 1 項第 1 号において、市民ホールの使用許可申請期間は「使用しようとする日の属する月の 6 月前の月の初日から 1 0 日前まで」と定められている。

しかしながら、令和 3 年 3 月 4 日に 1 団体から、令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日までの毎週、合計 5 1 日分をまとめた使用許可申請書及び使用料減免申請書が提出され、一括して使用許可及び免除決定していたものがあり、その金額は合計 7 6 万 6, 9 3 0 円となっていた。

また、当該団体は、地域住民による地域文化の振興に寄与する活動団体ではあるが、同施設の減免基準において、使用料の減免対象となる団体として明示されている社会教育関係団体、社会体育関係団体、文化関係団体のいずれの団体でもなかった。

正規の使用許可申請期間の前に一括で使用を許可することは、利用者間の利用機会の公平性を損ねるものであり、減免基準に該当しない団体の使用料を免除することは、施設の維持管理費の一部を受益者が負担する原則に反するものである。

ところが、減免を決定した決裁には、どのような理由によりこれを認めたのか記入されておらず、説明責任を十分に果たしていると

は言えない。

減免基準に該当しない団体を減免しようとする場合には、特定団体を優遇しているとの疑念を招かないよう、理由を明確に示したうえで市長決裁を得るとともに、利用者間の公平性を確保するために施行規則に基づく事務処理を徹底されたい。

8 津市アストプラザ（市民部アストプラザ）

(1) 条例名

津市アストプラザの設置及び管理等に関する条例

(2) 設置目的

住民相互の連帯意識を高揚するとともに、住民による積極的な交流等の場として供し、住民の福祉の増進を図る等のため

(3) 減免基準の有無

有り

(4) 使用料の徴収状況

ア 総件数（減免分を含む。）

2, 144件

イ 令和3年度歳入額

16, 125, 391円

(5) 減免の状況

（単位：件、円）

区分	減額	免除	合計
件数	147	569	716
金額	349, 780	3, 970, 390	4, 320, 170

(6) 講評

監査した限りにおいて、指摘等に当たるような事項はなく、当該施設に係る使用料の減免事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、本市の組織及び運営の合理化に努めていると認められた。

9 津市ポルタひさいふれあいセンター（久居総合支所地域振興課）

(1) 条例名

津市ポルタひさいふれあいセンターの設置及び管理に関する条例

(2) 設置目的

情報活動を通じた地域の振興並びに住民の交流及びふれあいの場の充実を図り、もって住民の福祉を増進するため

(3) 減免基準の有無

無し

(4) 使用料の徴収状況

ア 総件数（減免分を含む。）

399件

イ 令和3年度歳入額

982,285円

(5) 減免の状況

（単位：件、円）

区分	減額	免除	合計
件数	0	162	162
金額	0	675,270	675,270

(6) 講評

減免基準はないものの、監査した限りにおいて、免除としたものに指摘等に当たるような事項はなく、当該施設に係る使用料の減免事務が正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、本市の組織及び運営の合理化に努めていると認められた。

10 津市立成コミュニティセンター（久居総合支所生活課）

(1) 条例名

津市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例

(2) 設置目的

地域の自主的な活動を育成し、他地域との交流を図るとともに、地域のコミュニケーションの核となる施設として、様々な集会、会議等に利用することにより、文化の向上及び生涯学習の振興を図り、もって地域社会の発展に寄与するため

(3) 減免基準の有無

無し

(4) 使用料の徴収状況

ア 総件数（減免分を含む。）

49件

イ 令和3年度歳入額

0円

(5) 減免の状況 (単位：件、円)

区分	減額	免除	合計
件数	0	4 9	4 9
金額	0	6 2 , 9 2 0	6 2 , 9 2 0

(6) 講評

減免基準はないものの、監査した限りにおいて、免除としたものに指摘等に当たるような事項はなく、当該施設に係る使用料の減免事務が正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、本市の組織及び運営の合理化に努めていると認められた。

11 津市安濃コミュニティセンター（安濃総合支所地域振興課）

(1) 条例名

津市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例

(2) 設置目的

地域の自主的な活動を育成し、他地域との交流を図るとともに、地域のコミュニケーションの核となる施設として、様々な集会、会議等に利用することにより、文化の向上及び生涯学習の振興を図り、もって地域社会の発展に寄与するため

(3) 減免基準の有無

無し

(4) 使用料の徴収状況

ア 総件数（減免分を含む。）

1 5 6 件

イ 令和3年度歳入額

0 円

(5) 減免の状況 (単位：件、円)

区分	減額	免除	合計
件数	0	1 5 6	1 5 6
金額	0	1 6 5 , 6 6 0	1 6 5 , 6 6 0

(6) 講評

使用許可申請書及び使用料減免申請書の適切な取扱いについて
(意見)

使用料減免額については、使用許可申請書を受付した市担当者が、使用許可申請書下段の使用料算定欄を用いて、申請内容に応じた使

用料を算定した上で、使用料減免申請書下段の減免額算定欄を用い、当該使用料に減免率を乗じることで算定することとなっている。

しかしながら、全ての使用許可申請書下段の使用料算定欄及び使用料減免申請書下段の減免額算定欄が記入されていなかった。

また、156件の使用料減免申請書のうち、9件に減免理由が記入されていなかった。

免除となっているのは、全て市関係部局の会議等によるものではあるが、減免理由が記載されているか確認を徹底するとともに、使用許可申請書及び使用料減免申請書の金額算定欄を記入し、公文書としての適切な取扱いを徹底されたい。

12 津市波瀬ふれあい会館（一志総合支所地域振興課）

(1) 条例名

津市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例

(2) 設置目的

地域の自主的な活動を育成し、他地域との交流を図るとともに、地域のコミュニケーションの核となる施設として、様々な集会、会議等に利用することにより、文化の向上及び生涯学習の振興を図り、もって地域社会の発展に寄与するため

(3) 減免基準の有無

有り

(4) 使用料の徴収状況

ア 総件数（減免分を含む。）

41件

イ 令和3年度歳入額

13,430円

(5) 減免の状況

（単位：件、円）

区分	減額	免除	合計
件数	0	37	37
金額	0	68,050	68,050

(6) 講評

コンプライアンスの徹底について（指摘）

施行規則第5条において、使用許可申請に対し、使用を許可したときは、コミュニティセンター使用許可書（第2号様式）を交付す

るものと定められている。

しかしながら、所定の様式ではなく、提出された使用許可申請書原本を修正テープで加工し、その写しを使用許可書として交付していた。

また、全ての使用許可申請及び使用料減免申請に対し、使用許可及び免除決定に係る決裁がなされていなかった。

使用許可及び免除決定に際しては、施行規則で定める様式を使用するとともに、専決権者による決裁を徹底されたい。

13 津市コミュニティプラザ川合（一志総合支所地域振課）

(1) 条例名

津市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例

(2) 設置目的

地域の自主的な活動を育成し、他地域との交流を図るとともに、地域のコミュニケーションの核となる施設として、様々な集会、会議等に利用することにより、文化の向上及び生涯学習の振興を図り、もって地域社会の発展に寄与するため

(3) 減免基準の有無

有り

(4) 使用料の徴収状況

ア 総件数（減免分を含む。）

539件

イ 令和3年度歳入額

102,370円

(5) 減免の状況

（単位：件、円）

区分	減額	免除	合計
件数	0	471	471
金額	0	761,670	761,670

(6) 講評

コンプライアンスの徹底について（指摘）

施行規則第5条において、使用許可申請に対し、使用を許可したときは、コミュニティセンター使用許可書（第2号様式）を交付するものと定められている。

しかしながら、所定の様式ではなく、提出された使用許可申請書

の写しを使用許可書として交付していた。

また、全ての使用許可申請及び使用料減免申請に対し、使用許可及び免除決定に係る決裁がなされていなかった。

使用許可及び免除決定に際しては、施行規則で定める様式を使用するとともに、専決権者による決裁を徹底されたい。

14 津市サンヒルズ安濃（安濃総合支所地域振興課）

(1) 条例名

津市サンヒルズ安濃の設置及び管理に関する条例

(2) 設置目的

住民の健康及び福祉を増進し、文化の向上と生涯教育の振興を図るとともに、歴史的文化を継承し、地域社会の発展に寄与するため

(3) 減免基準の有無

有り

(4) 使用料の徴収状況

ア 総件数（減免分を含む。）

5 2 2 件

イ 令和 3 年度歳入額

2, 3 7 8, 3 9 0 円

(5) 減免の状況 (単位：件、円)

区分	減額	免除	合計
件数	0	2 5 3	2 5 3
金額	0	2, 8 2 7, 7 8 0	2, 8 2 7, 7 8 0

(6) 講評

監査した限りにおいて、指摘等に当たるような事項はなく、当該施設に係る使用料の減免事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、本市の組織及び運営の合理化に努めていると認められた。

15 津市サンデルタ香良洲（香良洲総合支所地域振興課）

(1) 条例名

津市サンデルタ香良洲の設置及び管理に関する条例

(2) 設置目的

住民の健康の保持及び福祉の増進並びに教育文化等の向上に寄与するため

(3) 減免基準の有無

有り

(4) 使用料の徴収状況

ア 総件数（減免分を含む。）

396件

イ 令和3年度歳入額

578,270円

(5) 減免の状況

（単位：件、円）

区分	減額	免除	合計
件数	0	328	328
金額	0	1,055,960	1,055,960

(6) 講評

使用料免除に係る決裁の徹底について（指摘）

使用料減免額については、使用許可申請書を受付した市担当者が、使用許可申請書下段の使用料算定欄を用いて、申請内容に応じた使用料を算定した上で、使用料減免申請書下段の減免額算定欄を用い、当該使用料に減免率を乗じることで算定することとなっている。

使用料及び免除の金額は算定されていたものの、全ての使用許可申請及び使用料減免申請に対し、使用許可及び免除決定に係る決裁がなされていなかった。

使用料を免除することは、権利（債権）を放棄する重要な意思決定であることから、専決権者による決裁を徹底されたい。

16 津市美杉総合文化センター（美杉総合支所地域振興課）

(1) 条例名

津市美杉総合文化センターの設置及び管理に関する条例

(2) 設置目的

産業の振興、社会教育及び文化の向上、保健福祉の増進並びにレクリエーション活動の健全なる育成等を図るため

(3) 減免基準の有無

有り

(4) 使用料の徴収状況

ア 総件数（減免分を含む。）

408件

イ 令和３年度歳入額

３６，３８０円

(5) 減免の状況 (単位：件、円)

区分	減額	免除	合計
件数	０	３９９	３９９
金額	０	１，９０８，３３０	１，９０８，３３０

(6) 講評

監査した限りにおいて、指摘等に当たるような事項はなく、当該施設に係る使用料の減免事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、本市の組織及び運営の合理化に努めていると認められた。

17 津市センターパレスホール（商工観光部商業振興労政課）

(1) 条例名

津市センターパレスホールの設置及び管理に関する条例

(2) 設置目的

本市における産業の発展に寄与し、市民の生活及び文化の向上並びに福祉の増進を図るため

(3) 減免基準の有無

無し

(4) 使用料の徴収状況

ア 総件数（減免分を含む。）

８０件

イ 令和３年度歳入額

４，５８７，０９０円

(5) 減免の状況 (単位：件、円)

区分	減額	免除	合計
件数	０	９	９
金額	０	５７５，５３０	５７５，５３０

(6) 講評

公文書作成時の適切な筆記用具の使用について（意見）

使用料減免額については、使用許可申請書を受付した市担当者が、使用許可申請書下段の使用料算定欄を用いて、申請内容に応じた使用料を算定した上で、使用料減免申請書下段の減免額算定欄を用い、

当該使用料に減免率を乗じることで算定することとなっている。

しかしながら、９件の使用料減免申請書のうち７件について、申請書下段の減免額算定欄が鉛筆により記入されていた。

減免額決定に係る記入欄が容易に書き換えられる状態にあることは、公文書管理上適切とは言えないことから、消去可能な筆記用具は使用しないよう徹底されたい。

18 津市まん中広場（商工観光部商業振興労政課）

(1) 条例名

津市まん中広場の設置及び管理に関する条例

(2) 設置目的

住民に憩いと集いの場を提供し、住民相互の交流を図るとともに、本市の中心市街地の活性化に寄与するため

(3) 減免基準の有無

無し

(4) 使用料の徴収状況

ア 総件数（減免分を含む。）

３５８件

イ 令和３年度歳入額

７２，３００円

(5) 減免の状況 （単位：件、円）

区分	減額	免除	合計
件数	０	５１	５１
金額	０	２３，９７５	２３，９７５

(6) 講評

使用料免除に係る決裁の徹底について（指摘）

使用料減免額については、使用許可申請書を受付した市担当者が、使用許可申請書下段の使用料算定欄を用いて、申請内容に応じた使用料を算定した上で、使用料減免申請書下段の減免額算定欄を用い、当該使用料に減免率を乗じることで算定することとなっている。

しかしながら、全ての使用料減免申請書下段の減免額算定欄が記入されていない上、免除決定に係る決裁もなされていなかった。

また、５１件の使用料減免申請書のうち、１２件に減免理由が記入されていなかった。

免除となっているのは、全て商工観光部内事業によるものではあるが、減免理由が記載されているか確認を徹底するとともに、使用料減免申請書の減免額算定欄を記入し、専決権者による決裁を徹底されたい。

19 津市榊原農民研修所（久居総合支所地域振興課）

(1) 条例名

津市榊原農民研修所の設置及び管理に関する条例

(2) 設置目的

農業の振興及び農業生産性の向上を図るため

(3) 減免基準の有無

無し

(4) 使用料の徴収状況

ア 総件数（減免分を含む。）

1 8 4 件

イ 令和 3 年度歳入額

0 円

(5) 減免の状況

（単位：件、円）

区分	減額	免除	合計
件数	0	1 8 4	1 8 4
金額	0	3 1 1 , 0 5 0	3 1 1 , 0 5 0

(6) 講評

ア 使用料免除に係る決裁の徹底について（指摘）

使用料減免額については、使用許可申請書を受付した市担当者が、使用許可申請書下段の使用料算定欄を用いて、申請内容に応じた使用料を算定した上で、使用料減免申請書下段の減免額算定欄を用い、当該使用料に減免率を乗じることで算定することとなっている。

使用料及び免除の金額は算定されていたものの、全ての使用許可申請及び使用料減免申請に対し、使用許可及び免除決定に係る決裁がなされていなかった。

使用料を免除することは、権利（債権）を放棄する重要な意思決定であることから、専決権者による決裁を徹底されたい。

イ 利用者間の公平性の確保について（指摘）

施行規則第 4 条において、使用許可申請期間は「使用しようとする

る日の３月前の日から当日までの間」と定められている。

しかしながら、年度当初に、１年分の使用日時一覧表を添付した申請書を提出した２団体に対して、まとめて使用許可及び免除決定をしていた。

正規の使用許可申請期間の前に使用許可及び免除決定をすることは、利用者間の利用機会の公平性を損ねるものであることから、施行規則に基づく事務処理を徹底されたい。

20 津市久居農村婦人の家（久居総合支所地域振興課）

(1) 条例名

津市久居農村婦人の家の設置及び管理に関する条例

(2) 設置目的

農村地区における婦人及び高齢者の資質の向上及び社会的役割の円滑な遂行を図ることにより、地域の生活改善及び充実に努めるため

(3) 減免基準の有無

無し

(4) 使用料の徴収状況

ア 総件数（減免分を含む。）

26件

イ 令和３年度歳入額

1,040円

(5) 減免の状況 （単位：件、円）

区分	減額	免除	合計
件数	0	25	25
金額	0	26,000	26,000

(6) 講評

使用許可申請書及び使用料減免申請書の適切な取扱いについて（意見）

使用料減免額については、使用許可申請書を受付した市担当者が、使用許可申請書下段の使用料算定欄を用いて、申請内容に応じた使用料を算定した上で、使用料減免申請書下段の減免額算定欄を用い、当該使用料に減免率を乗じることで算定することとなっている。

しかしながら、全ての使用許可申請書下段の使用料算定欄及び使用料減免申請書下段の減免額算定欄が記入されていなかった。

免除決定に際しては、使用許可申請書及び使用料減免申請書の金額算定欄を記入し、公文書としての適切な取扱いを徹底されたい。

21 津市美里農業研修センター（美里総合支所地域振興課）

(1) 条例名

津市美里農業研修センターの設置及び管理に関する条例

(2) 設置目的

農業の振興及び農業生産性の向上を図るため

(3) 減免基準の有無

無し

(4) 使用料の徴収状況

ア 総件数（減免分を含む。）

14件

イ 令和3年度歳入額

2,700円

(5) 減免の状況

（単位：件、円）

区分	減額	免除	合計
件数	0	13	13
金額	0	20,470	20,470

(6) 講評

減免基準はないものの、監査した限りにおいて、免除としたものに指摘等に当たるような事項はなく、当該施設に係る使用料の減免事務が正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、本市の組織及び運営の合理化に努めていると認められた。

22 津市一志農村環境改善センター（一志総合支所地域振興課）

(1) 条例名

津市一志農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例

(2) 設置目的

農業経営及び農家生活の改善合理化、農業者等農村集落在住者の健康増進、地域連帯感の醸成等を図り、本市における農村環境の改善を図るため

(3) 減免基準の有無

無し

(4) 使用料の徴収状況

ア 総件数（減免分を含む。）

1 8 4 件

イ 令和 3 年度歳入額

2 9 5, 1 8 0 円

(5) 減免の状況 (単位：件、円)

区分	減額	免除	合計
件数	0	1 4 1	1 4 1
金額	0	9 3 4, 0 1 9	9 3 4, 0 1 9

(6) 講評

使用料免除に係る決裁の徹底について（指摘）

使用料減免額については、使用許可申請書を受付した市担当者が、使用許可申請書下段の使用料算定欄を用いて、申請内容に応じた使用料を算定した上で、使用料減免申請書下段の減免額算定欄を用い、当該使用料に減免率を乗じることで算定することとなっている。

しかしながら、使用許可申請書下段の使用料算定欄を記入する代わりに、免除したものについて「使用料減免」というゴム印が押されていた。

また、全ての使用許可申請及び使用料減免申請について、使用許可及び免除決定に係る決裁がなされていなかった。

使用許可及び免除決定に際しては、使用許可申請書及び使用料減免申請書の金額算定欄を記入するとともに、専決権者による決裁を徹底されたい。

23 津市白山農民研修所（白山総合支所地域振興課）

(1) 条例名

津市白山農民研修所の設置及び管理に関する条例

(2) 設置目的

農業の振興及び農業生産性の向上を図るため

(3) 減免基準の有無

無し

(4) 使用料の徴収状況

ア 総件数（減免分を含む。）

3 2 4 件

イ 令和 3 年度歳入額

56,545円

(5) 減免の状況 (単位：件、円)

区分	減額	免除	合計
件数	60	260	320
金額	49,480	429,130	478,610

(6) 講評

不適正な公金の取扱いについて（指摘）

当該施設の使用料については、設置条例別表（第7条関係）備考において、冷暖房を使用する場合、施設の使用料に10分の3の額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を加算した額を使用許可の際に徴収するものとされている。

ある団体が令和3年9月に当該施設の冷暖房使用を含む使用許可及び減額決定を得ていたが、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発令により当該施設が休止となったため、本来であれば、使用料還付申請書の提出を受けて既納の使用料の全額を還付すべきところ、次の使用許可申請時の使用料に充てていた。

ところが、使用料を充てていた使用日は、冷暖房費が加算されない10月であったため、9月使用分として加算していた冷暖房費相当額が過徴収のままとなっていた。加えて、冷暖房費が加算されない使用日の使用許可においても、誤って冷暖房費を加算した額で使用料を徴収しているものもあり、合計で465円を過徴収していたことから、本監査中に戻出処理を行うに至った。

今後は、このような不適正な公金の取扱いをすることがないように、組織としてのチェック体制を強化し、設置条例及び施行規則に基づく使用料徴収事務を徹底されたい。

24 津市美里文化センター（美里総合支所地域振興課）

(1) 条例名

津市美里文化センターの設置及び管理に関する条例

(2) 設置目的

住民の文化の振興の用に供するため

(3) 減免基準の有無

有り

(4) 使用料の徴収状況

ア 総件数（減免分を含む。）

52件

イ 令和3年度歳入額

164,210円

(5) 減免の状況 (単位：件、円)

区分	減額	免除	合計
件数	0	43	43
金額	0	909,410	909,410

(6) 講評

ア 公文書作成時の適切な筆記用具の使用について（意見）

使用料減免額については、使用許可申請書を受付した市担当者が、使用許可申請書下段の使用料算定欄を用いて、申請内容に応じた使用料を算定した上で、使用料減免申請書下段の減免額算定欄を用い、当該使用料に減免率を乗じることで算定することとなっている。

しかしながら、全ての使用許可申請書及び使用料減免申請書について、申請書下段の減免額算定欄が鉛筆により記入されていた。

減免額決定に係る記入欄が容易に書き換えられる状態にあることは、公文書管理上適切とは言えないことから、消去可能な筆記用具は使用しないよう徹底されたい。

イ 適切な申請書の徴取について（意見）

農業関連団体が、地域農業者を対象とした説明会を開催するに際し、美里総合支所地域振興課が使用許可申請及び減免申請を行い、使用許可及び使用料の免除決定を受けていた。施設を使用して説明会を開催するのは当該団体であるから、当該団体が使用許可を得る必要があったものである。

設置条例第10条においては、使用権利の転貸は禁じられているところであり、申請者と実際の使用者が異なると、使用料を徴すべき相手方、適用すべき減免基準が異なることになり、減免対象とならない団体等を減免してしまう恐れがある上、使用上の責任の所在も不明確になることから、内容を十分に確認し、真に施設を使用する団体等から、使用許可申請書及び使用料減免申請書を徴取するよう徹底されたい。

- (1) 条例名
津市白山総合文化センターの設置及び管理に関する条例
- (2) 設置目的
本市における住民の教育、文化等の向上並びに福祉の増進を図るため
- (3) 減免基準の有無
有り
- (4) 使用料の徴収状況
ア 総件数（減免分を含む。）
575件
イ 令和3年度歳入額
2,909,170円
- (5) 減免の状況 (単位：件、円)
- | 区分 | 減額 | 免除 | 合計 |
|----|----|-----------|-----------|
| 件数 | 0 | 102 | 102 |
| 金額 | 0 | 3,098,760 | 3,098,760 |
- (6) 講評
監査した限りにおいて、指摘等に当たるような事項はなく、当該施設に係る使用料の減免事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、本市の組織及び運営の合理化に努めていると認められた。

第10 結び

監査の目的でも述べたが、公の施設に係る使用料は、住民が施設を利用する対価として、受益者負担の原則に基づき徴収するものであり、使用料を減額又は免除することは、本市が有する権利（債権）を放棄する特例的な取扱いである。

使用料の減免は、各施設の設置条例において「市長が特に必要があると認めるとき」にできると規定されており、市長決裁により、減免基準を策定し、津市事務専決規程に基づく決裁権者が減免決定すべきものである。

監査の対象とした25施設のうち11施設においては、減免基準がない中で減免決定がなされており、さらに減免決定に係る決裁がなされて

いない施設も複数確認された。

一方、減免基準が策定されている施設においても、部長級職員までの決裁権者による決裁で減免基準が策定されているもの、減免対象の範囲が不明確であるもの、減免率の定めがないものなど、減免基準として十分とは言えない内容のものが数多く見受けられ、どの基準を適用して免除となっているのか判別できない事例や、減免決定の決裁がなされていない事例も散見された。

また、使用料の減免決定に至るまでの使用許可申請書の受付、使用許可書の交付、使用料徴収に係る一連の事務処理においても、担当者が、設置条例及び施行規則に定められた事務手続きを十分に理解しないまま、前例踏襲により、施行規則の内容、所定の様式を形骸化させるような不適切な事務処理も散見された。その結果、意図せず利用者間の公平性を損ねている事例も見受けられ、現状の事務処理体制は危うさを内包していると感じたところである。

使用料の減免決定に当たっては、客観的かつ明確な減免基準がない限り、決裁権者に裁量の余地が生じ得るものであり、公正公平であるべき使用料の減免事務に求められる説明責任を十分に果たすことはできない。

津市公正公平な市政の確保に関する条例に掲げる透明性の高い公正公平な市政の確保に向けて、施設の特性に応じた公平かつ統一感のある減免基準の策定を望むとともに、条例、規則等を遵守した事務処理が徹底されるよう、組織としてのチェック機能が十分に働く内部統制の強化に取り組むことを強く要望して、本監査の結びとする。

以上